第3章 計画の基本的な考え方と体系

条例第3条で市の責務として示されている、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障する ということは、第2章で示した課題(P.6)の解決に導くことにつながります。

子どもの権利委員会では、平成25 (2013)年の答申の中で、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることにより、子どもの権利をよりよく保障していくことが大切であるとしています。

本計画では、条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の理念が、 計画に基づく各施策の中で明確になるように策定しました。

1 基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2)子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

子どもの権利条例はその前文で、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示していますが、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。

そのため、本計画は条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの理念のもと目標に向けて取り組みます。

(1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成 11 (1999) 年 12 月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

(2)子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らし く生きていく上で不可欠なものである

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象(客体)」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、本条例においてもこのことを基本としています。 そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章 14 では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしていますが、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を 持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

¹⁴ 児童憲章:日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、昭和 26 (1951) 年に制定された憲章(国の重要な原則)です。

基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

(1)子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てる ことを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的にとらえ、自分が自分であって大丈夫と思える 気持ちです。第4回実態・意識調査での分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを 感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分 が大切にされていい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他の者の権利 を尊重する力や権利を行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子ど もが条例の学習などにより権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取 り巻く大人も権利についての理解を深めることが必要です。

子どもの権利についての関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指 します。

(2)子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利が あります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭や育ち・学ぶ施設、 地域、そして市政と、子どもがさまざまな場面に応じて意見を表明することとは、単に子ども に対する意見を聴く機会の保障ではなく、私たちの社会が、いかにして社会の一員である子ど もの意見を尊重し活かしていけるかということなのです。

子どもが、大人に一方的に決められるままではなく、子どもから自主的・自発的に、どこで も何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。 子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あら ゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3)子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって育まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち。川崎市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。



3 施策の方向

各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施 策の方向」に位置付けます。

また、本計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために、「成果指標」を施策の方向ごとに設定します。

なお、5つの指標は、すべて第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(平成 26 (2014)年)を出典としています。

施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(条例第1章)

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるもの」としています。第4次行動計画では「子どもの権利の理解を広める取組」を重点施策とし、広報・啓発の範囲の拡大等の取組をすすめましたが、条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、引き続き、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組/P.24~]

成果指標

「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」と 回答する市民の割合

現状 計画期間の目標値(平成31年度) 45.0%(子ども:11~17歳) 31.9%(大人:18歳以上) 34.0%以上

設定の理由:子どもの権利について明示した子どもの権利条例を知っている市民が増えれば、子 ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保 障につながっていくと考えることができるため。 → [P.6 図 1・2 参照]

施策の方向Ⅱ 個別の支援(条例第2章)

条例第 16 条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援をうけることができる」としています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。 → [推進施策と取組/P.26~]

成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切に されているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合

現状 計画期間の目標値(平成 31 年度)

79.4% (子ども:11~17歳) 83.0%以上 60.9% (大人:18歳以上) 65.0%以上

設定の理由:子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合が推測できるため。 → [P.48 図 21 参照]

施策の方向皿

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)

条例第3章(第17~28条)は、家庭、育ち・学ぶ施設¹⁵、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を定めています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。
→[推進施策と取組/P.28~]

成果指標

「子どもの権利条例」について、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状

計画期間の目標値(平成31年度)

24.0%

15.0%以下

設定の理由:子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されると考えることができるため。 → [P.45 図 17 参照]

¹⁵ 育ち・学ぶ施設:条例では、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています(条例第2条第1項第2号)。

施策の方向Ⅳ

子どもの参加(条例第4章)

条例第 15 条は「子どもは、参加することができる」とし、第4章(第 29~34 条)にて子どもの参加を促進するための仕組等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。 [→推進施策と取組/P.35~]

成果指標

地域の行事や話合い(子ども会、子ども会議など)に参加したことが 「ない」と回答する子どもの割合

現状

計画期間の目標値(平成31年度)

65.0% (子ども: 11~17歳)

60.0%以下

設定の理由: 地域の行事や話合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。 → [P.12 図 12 参照]

施策の方向 V 相談及び救済(条例第5章)

条例第35条は「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」としています。子どもに、適切な相談の機会がふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組/P.38]

成果指標

困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」 と回答する子どもの割合

現状

計画期間の目標値(平成31年度)

66.8% (子ども: 11~17歳)

60.0%以下

設定の理由:子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。 → [P.13 図 14 参照]

~計画の体系~

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策、45の取組を配置しました。また、特に重点的に取り組むものとして3つを位置付けています。この体系に基づいて、子どもの権利を保障する施策を推進します。

5つの施策の方向

I <u>広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援</u>

(第1章) 第5条~8条

Ⅱ個別の支援

【第2章】 第16条

3つの基本目標

(1)子どもの安心と自己肯定感の向上

(2)子どもの意見表明・参加の推進

(3)子どもにやさしいまちづくりの実現

Ⅲ <u>家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における</u> 子どもの権利保障

【第3章】

第1節:家庭における子どもの権利の保障

(第17条~20条)

第2節:育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(第21条~25条)

第3節:地域における子どもの権利の保障

(第26条~28条)

Ⅳ 子どもの参加

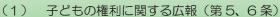
(第4章) 第29条~34条

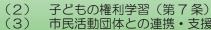
V 相談及び救済

(第5章) 第35条

24の推進施策

45の取組





市民活動団体との連携・支援(第8条)

 $(1)\sim(6)$ →P.24~

- (4) (5) 個別の必要に応じた支援(第16条) 共生社会に関する理解の促進(第16条)

 $7 \sim 11$ →P.26~

- 親等による子どもの権利保障の支援(第17条) (6)
- (7)子どもの養育の支援(第18条)
- 子育てしやすい環境づくり(18条) (8)
- (9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等(第19、20条)
- (10)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理(第21、22条)
- 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 (11)(第23条)
- 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 (12)(第24条)
- 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理(第25条) (13)
- (14)地域における子育て及び教育環境の整備等(第26条)
- 子どもの居場所の確保(第27条) (15)
- (16)地域における子どもの活動の支援(第28条)

 $(12)\sim(33)$ P.28~

- (17)
- 子どもの参加の促進(第29条) 子ども会議の開催と支援(第30条) (18)
- 地域における子どもの参加活動の拠点づくり(第31条) (19)
- 自治的活動の奨励(第32条) (20)
- (21)より開かれた育ち・学ぶ施設(第33条)
- (22)子どもの意見の尊重(第34条)

 $(34)\sim(42)$ →P.35~

人権オンブズパーソンによる相談・救済(第35条) 関係機関と連携した相談・救済等(第35条)

 $(43)\sim(45)$ →P.38



1 子どもへの切れ目のない支援の取組2 困難を抱える子どもを支援する取組3 子どもの居場所を支援する取組 789422425 303132